

平成30年度第2回香川支部評議会 議論のポイント

協会けんぽの5年収支見通し及び平成31年度保険料率に関する論点について

(1)平均保険料率

○現状・課題

協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

一方で、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が続いていくことに加え、団塊の世代が全て後期高齢者となる2025年以降も後期高齢者支援金等の規模は拡大していくことが見込まれている。今後、平均保険料率の10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

このような財政構造に大きな変化がない限り、協会けんぽとしては中長期的な観点で安定した財政運営を重視し、平均保険料率10%を維持していくことを考えている。

➤ 論点

平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

(2)激変緩和率

○現状・課題

激変緩和措置の解消期限は、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

➤ 論点

平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

(3)保険料率の変更時期

○現状・課題

これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

➤ 論点

平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年4月納付分（3月分）からでよいか。

